

禊教教団史における一つの画期

—井上正鐵の遺骨改葬をめぐる—

森 正康

1. はじめに

ある宗教集団ないし教団が、その内部に何らかの亀裂を生じたことを契機に組織だって複数の集団に分裂（分立）することは、古今しばしば見られる現象である。就中、天理教や霊友会、大本教などの新宗教系大教団の分裂は多岐に亘っており、分裂後の新教団のなかにも比較的規模の大きなものが多いことは周知のところである。そして、こうした教団分裂にはいくつかの因由が設定されうるが、日本の事例については、「教団首脳に対する個人的不満を原因とする分裂」が多数を占めるといわれている。¹⁾

一般に、教団分裂に関する研究は、特定の宗教集団が宗教団体＝教団として組織化されたのちの分裂である場合が多く、教団の形成過程における事例は少ないのではないと思われる。そこで本稿は、幕末維新时期に成立した比較的小規模な神道系教団である〈みせききょう禊教〉を例にとり、その成立末期にみる疑似的教団分裂の最終的要因に関する覚え書きを展開しようとするものである。したがって、教団分裂ないしは教団分立という概念とは必ずしも一致するものとは限らないが、一応これらの範疇の現象として取り扱っておくことにしたい。

さて、禊教の教団史、殊に教祖・井上正鐵（1790～1849）^{まさかね}没後における高弟たちによる道統の継承は、一般に〈分裂の歴史〉であったと指摘されてきた。事実、禊教における布教の流れは、〈禊教本院〉³⁾を中心としながらも多岐に及び、現在においても他の神道教派に便宜所属する単立教会もあるわけである。

このような禊教教団史における分裂の問題については、岩本徳一の研究が殆んど唯一のものとなっている⁴⁾。すなわち、岩本によると、維新以降明治中期に至る間の禊教各教院の分裂状況およびその中心的人物は、凡そ次のようであるという。

○禊仮修行所——吐菩加美講修行所——身禊講社——本教大成教会禊教

M 4. 9	M 5. 9	M 6.12	M13. 3
東宮千別			横尾信守

横尾社——大成教禊教横尾本院

M22. 7

○禊教社——大成教禊教会本所——大成教禊教東宮本院

M10. 3	M18. 2	M22. 7
東宮千別		

○身禊社——大成教身禊本社——大成教禊教村越本院

許可年月不詳	M18. 2	M22. 7
村越鐵善		

○禊社——惟神教会禊社本院——大社教付属禊派本院——神道本局付属禊

許可年月不詳	M 8.12	M15. 6	M17
坂田鐵安			

派本院——神道禊教本院

M27.10

坂田安治

ここに示した四教院は、前三者を平山省齋（1815～90）を背景とする大成教所属の禊教として一括でき、坂田鐵安（1820～90）を中心とする惟神教会禊社との間には、大きな一線を画することができるわけである。つまり、近世幕藩制の時代に較べて比較的自由的な布教を展開し始めた維新以降の井上正鐵の道統には、二つの大きな潮流がパラレルな形をとって存在していたのであり、その一つである大成教所属教院は、さらにその内部に多様な分派を含み込んでいたのである。

このあたりに〈分裂の歴史〉と形容される所似も存するのであろうが、岩本

が「結論的に推論を展開するとすれば、明治十一年六月井上正鐵翁の遺骨を三宅島より奉迎し、梅田（東京都足立区梅田）と谷中（東京都台東区谷中）の両奥津城に奉葬したのは大成教の禊教一派の高弟であり、十二年十二月井上神社允許のことは坂田氏を中心としての功業と云はねばならない。同族が何故二派に分派しなければならなかったかについての問題は、更に時間と資料の整備が必要⁵⁾」であると述べているように、分裂の契機については殆んど解明されていない。本稿では、以下この禊教分裂の最終的契機を明治11年から12年にかけて井上正鐵の遺骨改葬問題に求め、これを惟神教会禊社の側面から禊教教団史における最もエポック・メイキングなる事件として位置づけておきたいと考える。さらに岩本の指摘についても、それが半ば定説化している感があるが、改めて検討を加えてみたいのである。

2. 遺骨改葬の経緯

嘉永2年（1849）2月18日、配流の地・伊豆三宅島に没した井上正鐵の遺骸は、同島伊ヶ谷村大林寺に隣接する笹本久右衛門の墓地に埋葬されたと伝えられている。その後明治2年（1869）には、維新の特赦によって幕府寺社奉行所より課されていた旧来の冤罪を赦されたりもするが、実際に遺骨改葬計画が具体化するのには明治11年に至ってのことであった。

すなわち、同年2月25日、井上正鐵・同男也^{おなり}の養嗣子である井上善弥をはじめ、横尾信守・麻生正守・杉村敬道らを中心とする有志連中は、以下の改葬願をもってその旨を申請したのである。

改葬願

東京府下第十大区五小区梅田村

農 井上善彌

右井上善彌哀訴仕候、私養父井上式部、卑賤の身に候へ共皇朝學に深く志を發し、神教の廢れたるを憂ひて、是を振興せんと欲し、頗る盡力せしにより、不圖舊幕府の嫌疑を得て、式部儀去る天保年間、伊豆の孤島に謫せられ、幾許の艱難を経しも、雲霧の晴るなく、遂に嘉永二年、伊豆の孤島に死す、傳聞の妻子及び親族等、門人^(門人)悲泣哀惜手足の措く所を知らず、寢食を忘るゝに至る事、茲に年あり、然るに壬政御維新

の神聖、復古の聖代に相値遇するを得て、式部冤罪大赦の恩命を蒙り、妻子及び親戚門人等雀躍す、雖然未だ情の上に於て、不慮する所の者は、遺骸の此地に在らざるを憂ふ、殊に養母儀、七十五歳十ヶ月の老衰に及候所、方今病の床に臥し、朝暮悲泣して病ひ募らんとす、仰願くば伊豆の三宅島なる、伊賀谷村に埋葬有之所の遺骸をして式部代々の旦那寺、東京府下第十大區五小區、梅田村三十三番地、真言宗、遍照院境内へ、神葬に改葬仕度、依て同院へ示談を遂げ俱に懇願仕候間、前書情願被為譯聞召願の通り、御採用被成下様奉願上候也、

明治十一年二月廿五日

右	井上 善彌	印
右 村 惣 代	瀬田長次郎	印
遍照院家出に付 明主院住職	岡田 通音	印
右 區 戸 長	坂田 安治	印

東京府知事 楠本正隆 殿

この改葬願は3月6日に認可となり、5月11日には重だつた者たち13名が三宅島へと渡っている。尤、これを前に善彌が急逝したため、その養嗣子で正鐵の甥に当たる祐鐵が代つて渡島した。一行は、伊ヶ谷村役場ならびに神着村島役所へ上申し、さらには墓地の所在する大林寺の住僧とも協議を交したのち正鐵の遺骨を発掘、また阿古村の富賀神社では修行座の取り立てをなすなどして、6月16日に東京霊岸島に着船したのである。そして、当所における遺族・各教院門中による協議の結果として、18日には府下足立郡梅田村へと護送されたわけである。⁶⁾

さて、井上正鐵の遺骨改葬がこの明治11年という時期に執行された事由は、いったい何であつたろうか。これには幾つかの必然的条件が揃つたものと考えられるのであるが、その第一点として、上記の改葬願にも明示されたごとく、正鐵の妻男也の高齢化に伴う病臥状況が掲げられるであろう。これがまた大きな要因であり、大義名分でもあつたものと思われる。因みに男也は、後にも触れるが、同年10月18日、満76歳をもって逝去しているのである。

第二には、維新以降、明治新政府の神道宗教施策の枠内に限られながらも公然布教が活発化し、各教院がその組織化を推進してゆくとともに教導職有資格

者も増大する⁷⁾など、神道系教団としての形態がしだいに整備されつつあったという客観的事実をも考慮しなければならないであろう。また、こうした組織力に依存しなければ、教団における信者結節のシンボリック的存在としての改葬後の新たな墓域を設けることも、至難のことであったと考えられる。

3. 改葬計画と惟神教会禊社

井上正鐵の遺骨改葬は、如上のとおり進められていったのであるが、従来この一件は、岩本徳一の指摘にもみられたように大成教所属の教院有志のみを中心に展開されたものと見做されがちであった。そのため、坂田鐵安を中心とする惟神教会禊社との関連性については、全く触れられることがなかった。事実、東京・谷中墓地の一面に築かれた、安井ヶ岡と称される正鐵の奥津城は、大成教禊教院門中の手によって建立されたものである。

しかし、惟神教会禊社もまた、当時この問題について積極的な対応を示しており、禊教は個別の教院を越えた統一教団への結束の兆しさを見窺っていたのである。それが、わずか数ヶ月の間に状況は一転し、谷中墓地改葬計画さえも中断されるという結果をもたらしたのであった。以下このあたりの状況を、幾つかの断片的史料を綴り合わせながら素描してみることにしたい。⁸⁾

〈史料1〉 一、今般正鐵靈神御遺骨三宅嶋ヨリ御連申梅田村へ御着ニ相成居候処、社中一統協議之上來九月十八日東京谷中神葬地へ御改葬相成候積、葬祭主権大教正平山省齋殿相勤ラレ候積、本庄公ヲ初メ社中教導職百余名ニ而葬式相勤、其外社中ハ何れも禮服ニ而御供致候事ニ取極候、右ニ付此程ノ墓地建築其他手配等ニ而重立候者ハ掛リ切ニ御座候、墓地上等八十坪相設ケ其外入費夥敷東京社中のミニ而者是迄出金相高居候ニ付、此度之義ハ各分社惣社中へふ相掛世話心得以上ニ而三等ニ相分、凡上三拾弍、中式拾弍、下十弍位之振合ヲ以御納被下度、尤右振合ノ相増候分ハ思召次第、此段宜頼上候、毎度口々御苦勞相掛定而御困之事と奉察候得共、今般之入費世話掛リ之者共皆々凡金五百圓程之見込ニ御座候間、御申合セ御寄附被下度候様宜頼上候、前件御承知之上者早々御寄附被下度候、

社長 坂田鐵安

清水 安幸殿 内藤傳右衛門殿 武井 周造殿 小池源兵衛殿
坂本 與八殿 三井 幸一良殿 山田 栄蔵殿 河野 美高殿
井上理兵衛殿

猶以本文惣社中へふ相掛ト御座候得共、有志の方ハ世話心得以下_{ニ而}も夫々思召次第御納被下候得者猶更之事ニ存候、
山梨県下穴切分社 事務會計掛御中

この書状は、坂田鐵安が諸県の分社役員に宛てた谷中墓地への井上正鐵遺骨改葬に要する入費の寄付依頼状であり、山梨県の穴切分社へ宛てたものである。当分社は、禊教甲斐分院（甲府市宝2-8）の前身に当たり、明治初年に惟神教会祓社六番目の分社として敷地を接する穴切大神社内に設置されたのに始まる。したがって第六号分社とも称し、山梨県下における禊教布教の拠点となつたところであつた。⁹⁾

さて、この史料の示唆する内容は、結局のところ次の二点に集約してしまふことができるであろう。すなわち、

- (1) 明治11年9月18日に禊教総監平山省齋を祭主とし、社中の教導職など重だちの者が参列して井上正鐵遺骨を谷中墓地へ神式改葬する予定であること。
- (2) 谷中墓地に上等地80坪を確保するなどの諸経費500円は、東京社中の信者だけでは捻出しがたく、各分社の世話心得以上の役員を中心に寄付を仰ぎたいこと。

という内容のものであつたわけである。そして、ここにいう谷中墓地改葬計画は、禊教という宗教集団におけるシンボリックな聖域空間の構築でもあり、恐らくは井上正鐵顕彰にかかる当時最大の企画であつた。それはまた、各教院の相互連関を深化させる役割を担うものでもあつたのである。

ところで、この書簡には日付が記されていない。上包みも残されておらず明確なところは不明であるが、文面より明治11年6月18日以降9月18日迄のものであることは理解される。さらに、同年の『小淵澤邸禊社日誌』9月7日の条に、

<史料2> 一、正鐵靈神御遺骨三宅島より東京谷中へ迎へ本月十八日を以

改葬之事件、下谷本社より通知有之候ニ付、世話方一同集会ニ而葬式入費金之内江寄付進贈可致協議決定候也、

の記事が見うけられることなどから、8月末ないしは9月の極く初旬のものであると見做すことができるであろう。つまり、6月18日に梅田村へ遺骨が到着して以後、かなり慎重裡に事が遂行されたものと思われ、ために地方分社への具体的な協力方の要請も遅延したものと考えられるのである。

しかし、本社よりの募金依頼に対する分社・支社の反応は早く、山梨県小淵沢支社では役員会決議の三日後に、9月10日、東京本社へ宛てて送金がなされているほどである。同日の『小淵澤邸祓社日誌』は、

〈史料3〉 一、正鐵靈神改葬寄付金笹尾当村ニ而九圓八拾錢、清水教師金壹圓、河内由良金貳拾錢、都合金拾壹圓也、甲府社中諸共通贈之筈、連雀町武井周蔵へ差向贈金也、右金高、惣連名簿ハ清水教師書状相添本日郵便ニ出ス、

と記している。小淵沢支社の主たる管轄域である小淵沢村・笹尾村よりの寄付金に、山梨県下の担任教師である清水安幸などからのものを加え、さらに甲府分社の寄付金とともに本社へ送られたものである。そして、このような山梨県下の事例から窺える浄財勧募の活動が、また全国的な状況であったと考えられ、惟神教会祓社にとって当時この事業が、いかに指揮昂揚した一件であったかが察せられるのである。¹⁰⁾

4. 改葬計画よりの後退

以上のように、9月18日を期して東京谷中の神葬地へ80坪の墓域を設け、改葬する旨で事態が進展していたのであるが、急遽、この計画が延引してしまうという状況を招来してしまった。このあたりの事情を坂田鐵安は、小淵沢支社へは以下のように説明している。¹¹⁾

〈史料4〉 本日東京本社より御書倒来其御文ニ、過日十八日正鐵靈神御改葬之儀ニ付入費として金拾壹圓御奉納被下正ニ落堂候、右御改葬之儀本月十八日谷中墓地へ御葬ニ可相成趣申上置候処、墓地模様替ニ相成梅田江御葬可相成下奉存候、夫故延日相成申候、御送金之義者日

限定候まで封之俟御預り置申、其節請取書御銘々差上可申御厚志之段御一同
へ宜敷御礼頼申上候也、

十一年九月廿一日

清水安幸殿

坂田鐵安

赤松悦太郎殿

宮澤正澄殿

進藤伯篁殿

小林信賢殿 外世話掛御中

これにより、当時の惟神教会禊社内部において、谷中墓地改葬計画に同調し
えない状況が支配的となってきたことが窺われる。そして坂田鐵安らは、
禊教開教の地である梅田村での改葬を是と考えるに至ったようである。しかし
て、協調関係にあった大成教禊教院との間にも、しだいに亀裂を生じてゆくこ
とになるのであった。

こうした正鐵の遺骨改葬をめぐる状況の変容は、やがて井上男也の死をもっ
て決定的な方向転換を迎えることになる。すなはち、井上正鐵没後における禊
教の道統継承の中心的存在となっていた男也の死は、禊教自体さらには各教院
間の関係にも、新たな局面の展開を可能としたようである。それは、禊教とい
う未だ不安定な宗教集団における一種カリスマ的存在の消滅でもあったと考え
られる。

5. 改葬計画の中断

<史料5> 以郵便申述候、然者井上男也様御義久々御病氣之處、御養生不
被為相叶去ル十八日御死去被成候、御同前残念至極奉存候、付而者来ル廿五
日梅田村ニ於テ神葬被執行候趣、且兼而申上置候正鐵靈神御遺骨之義同
時御改葬相成候由、尤御親族而已ニ而執行候との義ニ御座候、右ニ付当地表立
候者共斗ニ而御柩料聯相納有志之者参拜致候都合ニ御座候間、其御地御社中
ニ御奉納等ハ別段御心配ニ及申間敷候、右之段御心得迄ニ御通知申上候、

十月廿三日

坂田鐵安 印

清水安幸殿

宮澤正澄殿

赤松悦太郎殿 進藤伯貧殿

小林信賢殿

猶以兼_而申上置候通靈神御改葬之義、親族_{ニ而}引受社中へ相掛ふ申趣ニ付、御寄付之義先般御断申上置候、乍憚男也様御義ハ同様親族_{ニ而}引受執行候得共、御志之方々ハ聯成共御引纏メ名前書相添差立被成候へ者御取次可申上候也、

坂田鐵安は、井上男也の訃報をこのように伝えているのであるが、当時の惟神教会禊社・大成教禊教・井上家親族の間に何らかの齟齬が生じていたらしいことが推察される。すなわち、正鐵の遺骨改葬は、改葬地のいかに拘らず当初より各教院と井上家親族の合力によって実施される予定であったが、男也の死により、その葬儀に合わせて表面的には親族のみが執り行うことになってしまったのである。そして惟神教禊社は、一定額の柩料を供して有志が参列するにとどまる結果となった。

井上家親族が何故に各教院の参加を拒否したかについては詳かでないが、禊教内部の拮抗を忌避しようとした結果であったとみられる。ともあれ、井上男也の死が谷中墓地、さらには梅田村内での各教院主導による遺骨改葬計画を破綻に導く主要な契機となったことは事実のようである。惟神教会禊社では、先の書簡に添えて、

〈史料6〉 添_而申上候、過日靈神之御改葬之義申上候ニ付御志御奉納御取集、御送被下候処、模様も相替候ニ付更ニ御返却申上候、然る処是迄右雜費も相掛居、且又梅田神明宮境内添地奉納之義も有之候間、其御最寄御社中_ハ改_而金壹円五拾弍御奉納被下度、此段頼上候、御承地之上、ハ早速御通送可被下候様右之段申上候也、

十月廿三日

本社事務掛

小淵沢支社事務掛御中

のように、各分支社へ伝達している。

すでに谷中墓地への遺骨改葬計画から遊離しつつあった惟神教会禊社は、ついに梅田村改葬をも含めた従前よりのこの計画を、全く破棄せざるを得なくなったわけである。改葬計画に際して東京の重立たちは東奔西走し、総額500円

という当時としては巨額の募金活動まで実施したものが急遽取りやめになり、寄付金返却となったのであるから、その結果は、禊社全体の統轄にとっても大きな失態であった。しかし、坂田鐵安らが、禊教開教の地である梅田神明宮およびその周辺を殊のほか重要視していることだけは、変っていないようである。尤、「梅田神明宮境内添地奉納」という、新しい主旨転化的な企てがはたしてどこまで実施されたかについては、目下のところ明かではない。

ともかくも、三宅島より発掘された井上正鐵の遺骨は、明治11年9月21日より10月23日に至る凡そ一ヶ月の間の前後に、当初充分に討議されたはずの改葬計画が変更され、結局のところ親族の意向として10月25日に梅田遍照院の墓地へ男也とともに改めて埋葬されたわけである。したがって、梅田への遺骨改葬を大成教禊教の功業とする把え方は、結果的には当てはまらないのである。それとともに、これ以降二派の禊教が協同歩調を取ることはなくなり、平行的に独自の指針確立を推進し、以後百余年を経た今日に至っているわけである。

6. おわりに

以上、神道禊教の教祖である井上正鐵の遺骨改葬計画とそれに関する様々な問題を概観してきた。これによって、従来殆ど取り上げられることのなかったこの改葬計画が、実はその内部に各禊教教団の様々な思量を含んだ禊教にとっての大きな問題であり、殊にこの計画に惟神教会禊社が積極的な対応を示していたこと、またこの計画が紆余曲折を経たのちに中断されてしまったこと、更にはこうした経緯が禊教分裂の最終的要因となったことを指摘したものである。つまりこの一件は、禊教教団史において一つの大きな画期を形成したものであった。

その後、再び独自の布教路線を歩み始めた各教団は、個別に信者統合の象徴的施設の建設を推進してゆく。結果、惟神教会禊社による井上正鐵霊社＝井上神社の建設および大成教禊教による谷中新墓地の建設が実施されるわけである。井上神社については、12年8月18日に申請され12月に認可、13年4月に竣工をみている。¹²⁾また谷中新墓地は、12年6月25日に正鐵の遺骨と実父安東真

13)
鐵の遺骨を改葬合理したのち、二年後に巨大な石塔を建立しているのである。

しかし、このような禊教の分裂過程は、〈教団分裂〉ないしは〈教団分立〉と称される宗教現象の一般概念とは、やや異質なものを有しているようである。第一に、分裂後の中心人物である坂田鐵安・横尾信守・東宮千別らの新しいカリスマ的指導者が、けっして自らが教祖となる立場をとらず、一貫して井上正鐵を教祖とする各教院の開祖という立場をとっていること、第二には、それぞれが全くといっていいほどに教義の改変を行っていないことである。尤、布教手段としての儀礼や行法の行い方については微妙な相違もみられるのであるが、正鐵の思想をそのまま正統としてこれを継承しているわけである。

そして、このように考えてくると、禊教の教団史を分裂の歴史であるとする把握も実は一面的なものであって、今一度考えなおしてみる必要があるように思われるのである。

〈付記〉 本稿は、禊教教学研究所より支給された研究助成金による調査研究成果の一部である。記して謝意を表する次第である。

〈註〉

- 1) 森岡清美「教団分裂」『宗教学辞典』、東京大学出版会、1973年。
- 2) 井上・孝本・塩谷・島園・対馬・西山・吉原・渡辺『新宗教研究調査ハンドブック』、雄山閣、1981年、pp.198-205、本稿では分裂と表記した。
- 3) 惟神教会禊社本院は、明治27年10月19日に禊教の一教独立が認可されて以降、禊教本院と称し、東京都台東区東上野1丁目にあったが、昭和57年9月20日、世田谷区瀬田4丁目に移転新築して禊教本部教務庁と改称した。
- 4) 岩本徳一「井上正鉄翁の遠流と没後における伝導史」『神道および神道史』16号、1971年、(のち、みそぎ文化会編『禊教の研究』に再録。pp.139-155)。
- 5) 岩本、前掲論文、p.155。()内筆者註。
- 6) 麻生正一『神道家井上正鉄翁』、神道中教院、1933年、pp.243-249。
- 7) 明治5年4月25日、太政官布告第132号によって教部省管轄下に教導職制度が設置されると、禊教のなかからも順次これに任ぜられる者が出た。麻生正一の前掲書

によると、明治5年から6年にかけての間に92名の教導職任用者名を掲げている。また、明治12年の惟神教会禊社による「井上正鐵靈社建立祭祀之儀願」には103名の教導職数を記している。この数値は疑問視される向きがあるが、教導職数については、筆者は信用に足るものと考えている。因みに『社寺取調類纂』149（国立国会図書館蔵）には、

昨普加美講中教導職試補千村正實外拾五人別紙名前之者、其管轄身分住所在京在縣東京旅宿等巨細御記載明四日午前御差出相成候様致シ度此段申入候也

六年三月三日

教部省

として、16名の教導職氏名を掲げているが、うち5名については麻生正一の示した名簿にも記載されておらず、92名の他にも多くの教導職有資格者がいたものと考えられる。

- 8) 以下に引用紹介する史料1-6は、禊教巨摩分院（山梨県北巨摩郡小淵沢町）所蔵にかかる文書の一部である。調査は昭和54年6月および55年12月に行ったが、本調査に際しては、巨摩分院の田中光義・進藤富貴氏の御配慮を得たことを銘記してお礼申し上げる所である。
- 9) 惟神教会禊社は、その組織形成のため一般に県単位に分社を、郡単位に支社を設置して地域の信者を統轄した。山梨県における第一号支社は現在の巨摩分院で、明治11年5月22日に山梨県令の公認を受けている。本状が同分院に保管されているのは、かかる歴史的事由によるものと考えられる。
- 10) 惟神教会禊社では、当時、様々な事業を継続的に行っており、そのうえに500円の募金活動は、かなり困難なことであったと思われる。すなわち、明治7年12月に惟神教会禊修行所を建設したのち、8年7月には更に敷地1094坪2合・地価547円、女教院建物70坪・300円、および神殿造営修理費など100円の都合947円の寄付金を3年分割で募った直後であったのである。因みにこのとき、山梨県小淵沢村社中が67名で41円10銭、笹尾村社中が48名で32円50銭の献金額であった（「明治九年第一月三日、禊社造営内寄付金簿、小淵沢村社中」および「明治8年12月19日、禊社普請入費献金」）。改葬計画に伴う募金が比較的少額であったのは、同年までの募金活動に続くものであったからであると考えられるが、それにも拘らずこれだけの募金が集ったことは、当時の人々の信仰の厚みを感じさせるものである。

- 11) 『小淵澤町禊社日誌』明治11年9月27日、禊教巨摩分院蔵。
- 12) 井上神社の成立については、三橋健「井上神社の成立」『神道大系月報』21、神道大系編纂会、1982年、に詳しい。
- 13) 麻生正一、前掲書、p.249。因みに、谷中墓地の墓碑銘は以下のように彫されている（句読点、返り点筆者）。

井上正鐵大人之墓　大人安東真鐵大人之第二子、寛政二年庚戌八月四日生于_レ庄都濱街秋元候邸、出嗣_レ井上氏。遵_レ先考之遺訓_レ辛苦修道二十六年得_レ禊教之真旨。以振_レ興斯道_レ適為_レ幕府所_レ謙疑、天保十四年癸卯五月謫_レ于_レ三宅島。時年五十四。在島七年、嘉永二年己酉二月十八日卒。享年六十、葬_レ于_レ島中。明治十二年六月廿五日遺族及同門有志輩請_レ官遷遺骸與_レ先考葬_レ于_レ東京谷中、以便_レ于_レ門徒之拜詣。明治十四年辛巳六月廿五日、禊教総大教正正七位平山省齋書、遺族及禊教社員等建立。